

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

1 施設 の 名 称 静岡市用宗漁港施設（用宗フィッシャリーナ）

2 指定管理者の名称 清水漁業協同組合

3 指 定 期 間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

地域の住民団体による管理が施設の設置目的を効果的に達成できる施設

【該当理由】

漁業と海洋レクリエーションの共存を図るとともに、漁港利用の秩序を保持し、漁業生産活動の円滑化を図る目的で整備された施設であり、その目的を効果的に達成することができるのは、用宗漁港を拠点として漁業活動を行っている清水漁業協同組合であるため。

イ 募 集 期 間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

ウ 募集対象団体 清水漁業協同組合

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和元年12月19日

(イ) プレゼンテーション 令和元年12月19日

イ 審査委員会

委員長 白鳥 博己（農林水産部長）

委 員 赤坂 雅昭（農林水産部理事）

” 増田 雅之（水産漁港課長）

” 栗田 正（用宗町内会協議員）

” 田島 敏行（広野町内会副会長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 清水漁業協同組合

(イ) 点 数 87.6点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）

(ウ) 指定管理料提示額 28,881,573円

イ 総 評（選定の理由等）

指定管理の目標である、漁業者とのトラブル件数0件、利用艇の事故件数0件を達成するために、漁業に関する情報を随時利用者に周知を図っていること、港内・海面利用の調整を行っていること、漁業者と利用者の意見の調整等を行っていること等が評価された。

また、清水漁業協同組合が実施する「用宗漁港まつり」、「用宗港なぎさ市」等の漁業振興に関連したイベントとの連携により、交流人口が増加し、漁業を核とした地域の活性化が期待できることから、引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断された。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和2年3月19日

(6) 指 定 令和2年3月24日

(7) 公 告 令和2年3月26日